○貝塚市留守家庭児童会条例施行規則

平成20年３月31日

規則第14号

（趣旨）

第１条　この規則は、貝塚市留守家庭児童会条例（平成12年貝塚市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開設場所）

第２条　貝塚市留守家庭児童会（以下「児童会」という。）の事業は、別表第１に掲げる開設場所に学級を置いて行うものとし、当該開設場所の呼称は、それぞれ同表に掲げるとおりとする。

（定員）

第３条　前条の学級の定員は、１学級につき40人とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、定員を超えて入会させることができる。

（入会の申請及び決定）

第４条　条例第３条の規定による申請は、留守家庭児童会入会申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて提出するものとする。

２　市長は、入会を許可したときは、留守家庭児童会入会決定通知書（様式第２号）により、入会を許可しないときは、留守家庭児童会入会却下通知書（様式第３号）により、児童の保護者にそれぞれその旨を通知しなければならない。

（入会の許可の取消し）

第５条　市長は、条例第４条の規定により、入会の許可を取り消し、又は出席を停止したときは、留守家庭児童会入会取消・出席停止通知書（様式第４号）により、児童の保護者に通知しなければならない。

（負担金の減免）

第６条　市長は、条例第５条第５項の規定に基づき、別表第２に定めるところにより、留守家庭児童会一部負担金（以下「負担金」という。）の額を減額し、又は免除することができる。

（一部改正〔令和元年規則27号・７年７号〕）

（減免申請及び決定）

第７条　保護者は、負担金の減免を受けようとするときは、留守家庭児童会負担金減免申請書（様式第５号）に課税証明書その他減免を受けようとする事由を証明する書類を添付し

て市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその可否を決定し、留守家庭児童会負担金減免決定・却下通知書(様式第６号)により、その旨を当該保護者に通知するものとする。

(還付)

第８条　条例第５条第６項ただし書の規定による負担金の還付は､次に掲げる事由に該当する保護者に対して行うものとする。

（１）　条例第５条第５項の規定により、負担金が減額され、又は免除されるとき。

（２）　退会時において、その翌月分以降の負担金を前もって納付しているとき。

(一部改正〔令和元年規則42号・３年49号・７年７号〕)

(届出)

第９条　保護者は、留守家庭児童会入会申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(退会)

第10条　児童会を退会しようとする児童の保護者は、留守家庭児童会退会届(様式第７号)により市長に届け出なければならない。

(一部改正〔令和３年規則49号〕)

(開設時間)

第11条　児童会の学級の開設時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開設時間を変更することができる。

（１）　月曜日から金曜日まで(次号に規定する学校の休業日を除く。)　放課後から午後６時まで。ただし、必要に応じ午後７時まで延長できるものとする。

（２）　土曜日及び貝塚市立学校の管理運営に関する規則(平成14年貝塚市教育委員会規則第１号)第９条第１項第２号に規定する学校の休業日　午前８時から午後６時まで。ただし、必要に応じ午後７時まで延長できるものとする。

(一部改正〔平成23年規則５号・22号・令和７年７号〕)

(休会日)

第12条　児童会の休会日は、次のとおりとする。

（１）　日曜日

（２）　国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

（３）　８月13日から同月15日までの日及び12月29日から翌年１月３日までの日（ただし、前２号に掲げる日を除く。）

２　市長は、前項に規定するもののほか、特に必要があると認めるときは児童会を休会することができる。

（一部改正〔令和７年規則７号〕）

（指導員）

第13条　児童会に指導員を置く。

２　指導員は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。）又は教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条に定める普通免許状を有する者その他児童の指導及び育成に関し知識、経験を有する者で市長が適当と認めるものの中から市長が委嘱する。

（一部改正〔平成28年規則12号・29年27号〕）

（委任）

第14条　この規則に定めるもののほか、児童会の管理及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年12月17日規則第33号改正）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年３月28日規則第５号改正）

この規則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成23年９月30日規則第22号改正）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成27年３月30日規則第18号改正）

この規則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年12月18日規則第43号改正）

（施行期日）

１　この規則は、平成28年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表第２の規定は、施行日以後の申請に係る留守家庭児童会一部負担金の減免について適用し、施行日前の申請に係る留守家庭児童会一部負担金の減免については、な

お従前の例による。

附　則(平成28年３月28日規則第12号改正)

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則(平成29年３月31日規則第16号改正)

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則(平成29年９月13日規則第27号改正)

この規則は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成29年法律第71号)の施行の日から施行する。

附　則(平成29年12月27日規則第41号改正)

(施行期日)

１　この規則は、平成30年１月１日から施行する。

(経過措置)

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則(令和元年６月27日規則第27号改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(令和元年12月５日規則第42号改正)

この規則は、令和元年12月９日から施行する。

附　則(令和２年５月25日規則第23号改正)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第２の規定は、令和２年５月１日から適用する。

附　則(令和３年９月１日規則第49号改正)

(施行期日)

１　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

２　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

３　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則(令和４年12月22日規則第37号改正)

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則(令和７年３月31日規則第７号改正)

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１(第２条関係)

(一部改正〔平成21年規則33号・令和元年42号・４年37号〕)

呼称	開設場所
東小学校仲よしホーム	貝塚市小瀬一丁目25番５号(貝塚市立東小学校内)
西小学校仲よしホーム	貝塚市脇浜四丁目６番１号(貝塚市立西小学校内)
南小学校仲よしホーム	貝塚市地蔵堂286番地(貝塚市立南小学校内)
北小学校仲よしホーム	貝塚市中町４番１号(貝塚市立北小学校内)
津田小学校仲よしホーム	貝塚市津田南町１番１号(貝塚市立津田小学校内)
中央小学校仲よしホーム	貝塚市麻生中854番地(貝塚市立中央小学校内)
木島小学校仲よしホーム	貝塚市三ッ松1,048番地(貝塚市立木島小学校内)
葛城小学校仲よしホーム	貝塚市木積2,032番地(貝塚市立葛城小学校内)
永寿小学校仲よしホーム	貝塚市三ッ松2,020番地(貝塚市立永寿小学校内)
東山小学校仲よしホーム	貝塚市東山五丁目11番１号(貝塚市立東山小学校内)
二色学園仲よしホーム	貝塚市二色一丁目３番１号(貝塚市立二色学園内)

別表第２(第６条関係)

(一部改正〔平成27年規則43号・令和２年23号〕)

区分	負担金の減免額
児童が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する場合	負担金の全額
児童が市町村民税非課税世帯に属する場合	負担金の３分の２に相当する額(その額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)
児童の保護者が災害その他特別の事由により負担金を納付することが困難であると市長が認める場合	負担金の全額
児童会の休業、児童の疾病その他やむを得な	負担金の全額

い事由により月の初日から末日までの間に出席した日がない場合	
児童会の休業、児童の疾病その他やむを得ない事由により月の初日から末日までの間に連続して15日以上出席した日がない場合	負担金の半額
その他特に必要があると市長が認める場合	市長が定める額
（備考） 留守家庭児童会負担金減免申請書に添付する課税証明書は、当該申請が４月及び５月の受付にあっては前年度の課税証明書とし、その他の月の受付分にあっては当該年度分の課税証明書とする。	

様式第１号(第４条関係)

留守家庭児童会入会申請書

(（元号）　　年度)

受付		入会ホーム名	小学校仲よしホーム
		前年度入会の有無	有　・　無

入会日	年　月　日	連絡日	年　月　日	番号	
領収日	年　月　日	減　免	有　・　無		

貝塚市長　様

住 所 貝塚市＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(元号)　　年　月　日
留守家庭児童会の入会を
次のとおり申し込みます。

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話(自宅)
(携帯)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	氏　名	学年及び生年月日等	性別	緊急連絡先
入会児童	ふりがな	小学校 第　学年 (新学年) (元号)　年　月　日生 歳	男・女	名前： 続柄： 電話： 携帯：

利用する曜日	月・火・水・木・金・土 曜日　○で囲む
延長利用(午後６～７時)の有無	□ 無　□ 有
入会理由	□保護者就労のため　□保護者疾病のため　□その他(具体的に)
児童に関する注意事項等	

区分	氏　名	児童との続柄	生年月日	性　別	備考欄(勤務先・学校等)	電話番号
入会児童以外の同居	ふりがな			男・女		
	ふりがな			男・女		
	ふりがな			男・女		
	ふりがな			男・女		
	ふりがな			男・女		
	ふりがな			男・女		

様式第２号（第４条関係）

（元号）　　年　　月　　日

様

大阪府貝塚市長

留守家庭児童会入会決定通知書

申込みのありました留守家庭児童会の入会について次のとおり承諾します。

児　童　氏　名												
保　護　者　氏　名												
仲　よ　し　ホ　ー　ム												
入　会　期　間	～											
学校 学年					性別		生年月日					
利　用　者　希　望　月 負　担　月　額（円）	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
備　考	1.　負担金について変更のあった場合はその旨通知します。 2.　留守家庭児童会入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出てください。 3.　留守家庭児童会の実施期間中であっても留守家庭児童会へ入会できる基準に該当しない場合には、実施を解除します。 4.　この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に貝塚市長に対して審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えは、正当な理由がある場合を除き、この決定を受けた日の翌日から起算して６月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は貝塚市長となります。）提起することができます。 ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。											

様式第３号（第４条関係）

（元号）　　年　　月　　日

様

大阪府貝塚市長

留守家庭児童会入会却下通知書

申込みのありました留守家庭児童会への入会については、次の理由により入会できませんので通知します。

児　童　氏　名					
保　護　者　氏　名					
学　　校			学　年		
仲よしホーム					
却　下　年　月　日		性別		生年月日	
却　下　理　由					
備　　考	この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に貝塚市長に対して審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えは、正当な理由がある場合を除き、この決定を受けた日の翌日から起算して６月以内に市を被告として（訴訟において市を代表する者は貝塚市長となります。）提起することができます。 ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。				

様式第4号(第5条関係)

留守家庭児童会入会取消・出席停止通知書

(元号)　　年　　月　　日

様

貝　塚　市　長

次の児童については、留守家庭児童会への［・ 入会許可を取り消した／・ 出席停止した］ので通知します。

記

児童の氏名及び生年月日	
	生年月日　　(元号)　　年　　月　　日生
児童会の名称及び許可番号	小学校仲よしホーム　　第　　号
入会取消の年月日	(元号)　　年　　月　　日
出席停止の期間	(元号)　　年　　月　　日
入会の取消又は出席停止の理由	

(教示)

この決定に不服のある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、貝塚市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に、市を被告として提訴することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６ヶ月以内に提起しなければなりません。

様式第５号（第７条関係）

（元号）　　年　　月　　日

（元号）　　年度

留守家庭児童会負担金減免申請書

貝塚市長　様

保護者　住 所
氏 名

下記のとおり留守家庭児童会負担金の減免を申請します。

記

入会ホーム	（　　）小学校仲よしホーム
入会児童名	
減免理由	（該当する番号に○印をしてください。） （１）　児童が生活保護法の規定による被保護世帯に属するとき （２）　児童が市民税非課税世帯に属するとき （３）　児童の保護者が災害その他特別の事由により、負担金を納付することが困難と市長が認めるとき （４）　児童会の休業、児童の疾病その他やむを得ない事由により月の初日から末日までの間に仲よしホームに出席した日がないとき （５）　児童会の休業、児童の疾病その他やむを得ない事由により月の初日から末日までの間に連続して15日以上仲よしホームへの出席がないとき
添付書類	減免理由が （１）の場合：生活保護受給証明書 （２）の場合：当該申請が４月及び５月の受付分については前年度の市町村民税課税証明書、その他の月の受付分については当該年度分の市町村民税課税証明書 ※同居の家族で住民登録上、別世帯として登録されている方は、保護者世帯全員の住民票の提出が必要です。 （３）の場合：被害状況等について証明できる書類 （４）の場合：医師の診断書等 （５）の場合：医師の診断書等

様式第６号（第７条関係）

（元号）　　年　　月　　日

様

大阪府貝塚市長

留守家庭児童会負担金減免決定・却下通知書

留守家庭児童会負担金の減免について決定・却下したので通知します。

児　童　氏　名					
保　護　者　氏　名					
仲よしホーム		学　年			
学　　校		性　別		生年月日	
減　免　期　間		理　　由			
負　担　月　額 （　減　免　後　）		負　担　月　額 （　減　免　前　）			
備　　考	この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に貝塚市長に対して審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えは、正当な理由がある場合を除き、この決定を受た日の翌日から起算して６月以内に市を被告として（訴訟において市を代表とする者は貝塚市長となります。）提起することができます。 ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た日の翌日から起算して６月以内に提起しなければなりません。				

様式第７号（第10条関係）

留守家庭児童会退会届

（元号）　　年　　月　　日

貝塚市長　　様

住　所　貝塚市＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者名　＿＿＿＿＿＿＿＿

入会児童名　＿＿＿＿＿＿＿＿

上記入会児童は、（元号）　　年　　月　　日付けをもって下記理由により留守家庭児童会を退会しますので、届け出ます。

記

退　会　理　由 （具体的に記入して下さい）	
児　童　会　名	小学校仲よしホーム
学　年　・　組	年　　組

なお、退会に伴い負担金の還付が発生する場合は、次の保護者名義の口座に振込みをお願いします。

振込先

銀行・信用金庫 信用組合・農協 支店		預　金　種　目	
		口　座　番　号	
		口座名義（ｶﾅ）	

様式第１号（第４条関係）

（全部改正〔令和３年規則49号〕）

様式第２号（第４条関係）

（全部改正〔平成29年規則41号〕）

様式第３号（第４条関係）

（全部改正〔平成29年規則41号〕）

様式第４号（第５条関係）

様式第５号（第７条関係）

（全部改正〔令和３年規則49号〕）

様式第６号（第７条関係）

（全部改正〔平成29年規則41号〕）

様式第７号（第10条関係）

（全部改正〔令和３年規則49号〕）